

被扶養者からはずれるときは どんなときですか？

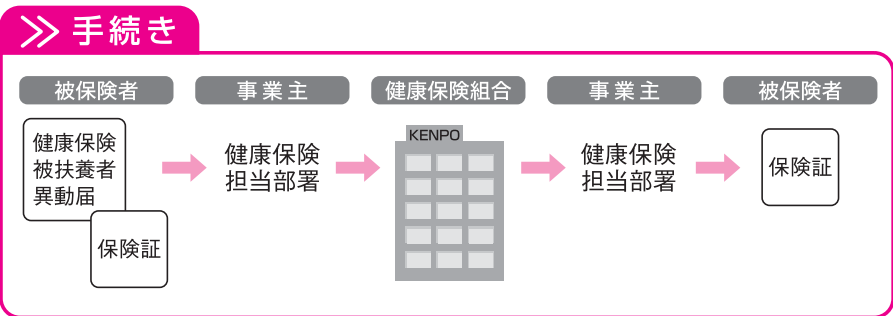
子供や妻などの家族が就職して勤め先の健康保険に加入したり、収入が増えて被扶養者認定条件をはずれた場合などは、事業主（健康保険担当部署）経由で健康保険組合に届け出をしてください。

被扶養者からはずれるとき

- ① **お子さんが就職したとき**
あなたの扶養からはずれて、お子さんは勤め先の医療保険に被保険者として加入します。
- ② **被扶養者であったお子さんが結婚して、結婚相手に扶養されるとき**
あなたの扶養からはずれて、結婚相手の医療保険に被扶養者として加入します。
- ③ **配偶者またはお子さんが、年収130万円(月額平均108,333円)を超えたとき**
あなたの扶養からはずれて、お住まいの国民健康保険などに被保険者として加入します。
- ④ **扶養している親(60歳以上)の年収が180万円を超えたとき**
あなたの扶養からはずれて、お住まいの国民健康保険などに被保険者として加入します。
再就職したり年金をもらうようになったり、不動産収入などがあるときは注意してください。
- ⑤ **退職して、失業給付(日額3,562円以上 ※60歳以上は日額4,932円以上)を受給中は被扶養者とは認められません。**
- ⑥ **被扶養者であった配偶者と離婚したとき**
- ⑦ **被扶養者が死亡したとき**

被扶養者になれるとき

主に被保険者の収入により生計を維持していることが条件です。結婚・退職(失業給付をもらっているときは原則として不可)により収入がなくなった、収入が減った(130万円未満)、子どもが生まれた、養子縁組みをしたときなどは、被扶養者として認定されます。



●被扶養者認定の範囲
配偶者(内縁を含む)直系尊属(被保険者の父・母・祖父母・曾祖父母)、子、孫、弟、妹。被保険者と同居していれば三親等以内の親族、内縁配偶者の父、母、子(内縁配偶者の死亡後も)。

お願い 被扶養者からはずれる人がいるとき、被扶養者にしたい人がいるときは…5日以内に事業主経由で健康保険組合まで「被扶養者(異動)届」を提出してください。